

◎新潟県告示第890号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第1項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成24年7月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 日時

平成24年7月19日（木）午後2時から

2 場所

阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市役所 4階 402会議室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

阿賀野市若葉町3-33

社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会 阿賀野市さくらの会作業所 管理者 松本紀子

(2) 申請地

阿賀野市若葉町1386番、1387番

(3) 主要用途

精神障害者作業施設

(4) 構造・規模

鉄筋コンクリート造一部木造 地上2階建て、軽量鉄骨造 地上1階建て

建築面積 28.59平方メートル

延べ面積 28.59平方メートル